



「手話言語法（仮称）」制定を要望する意見書

我が国で現在使われている手話の原型は明治時代に作られ、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきたが、明治13年にイタリアのミラノで開催された国際会議において、ろう教育では読唇と発声訓練を中心とする口話法を教えることが決議された。これを受けて、我が国でもろう学校では口話法が用いられるようになり、昭和8年にはろう学校での手話の使用が事実上禁止されるに至った。

しかし、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約では、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記され、憲法や法律に手話を自国の言語の一つとして規定する国が増え、また、明治13年の決議も、平成22年にカナダのバンクーバーで開催された国際会議で撤廃され、手話は言語であり、ろう者にとって必要なものであるとの認識は広まりつつある。

我が国においても、平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される。」と定められた。しかし、この法律には「可能な限り」という留保がついており、罰則もなく、ろう者が手話で生活する権利を守るためには、不十分である。また、我が国においては、手話に対する理解も不十分であり、手話を理解する人が少なく、ろう者が情報を得て、ろう者以外の者との意思疎通を図ることが容易ではないことが日常生活、社会生活を送る上での不便や、ろう者に対する偏見・差別の原因となっている。

このような偏見・差別をなくし、ろう者の権利が保障され、尊厳を持ち、ろう者とろう者以外の国民が互いに理解し合い、共生していくことができる社会を築くためには、国として法律を制定することが必要であると考える。

よって、国においては、次の項目について実現されるよう強く要望する。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月11日

内閣総理大臣 殿

神奈川県愛甲郡愛川町議会
議 長 小 島 総一郎